

お客さま各位

羽後信用金庫

法人キャッシュカード規定の一部改正について

平素は、羽後信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、ローソン銀行とのATM直接提携に伴い、下記のとおり規定を一部改正いたします。

なお、改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改正する預金規定

うごしん法人キャッシュカード規定

2. 改正日

令和3年4月5日

3. 改正内容

当金庫発行の法人キャッシュカードを利用できるATMに、ローソン銀行を追加します。

※下線部を変更します。（「うごしん法人キャッシュカード規定」より抜粋）

1. (カードの利用)

①当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合

②当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合

2. (預金機による預金の預入れ)

(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫、提携金庫、またはゆうちょ銀行およびローソン銀行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。

(3) 前項にかかわらず、当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

10. (偽造カード等による払戻し等)

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよびパスワードの管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

11. (盗難カードによる払戻し等)

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行は責任を負いません。

14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

(1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の預金機・支払機・振込機を使用した場合の提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の責任についても同様とします。

詳しくは、当金庫ホームページ内「各種預金規定等」をご覧ください。

URL : http://www.ugoshinkin.jp/company/Deposit_rules.html

QRコード



以上